

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
広聴課	広聴事務	1	①	陳情・要望事務	各種団体、地域組織等からの陳情・要望を受け付ける。	各種団体等	陳情、要望に関する取扱い ・陳情、要望内容についての、所管課への検討依頼及び調整 ・要望回答等の送付及び、意見交換会、懇談会の開催	7,647	A	継続
		2	①	市民意見箱提案事務	市民の提案又は意見の文書を投函するために市民意見箱を市内27か所に設置し、開かれた市政及び対話の市政を推進する。	市民	投函、メール、FAX等により市長宛に寄せられた市政への提案等の取扱い ・提案、意見内容等についての、所管課への検討依頼及び調整 ・検討結果等の市民への回答、一部公開	15,322	A	継続
		3	①	タウンミーティング事務	市長と市民が直接対話を行い、市民の要望・意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供することにより、市民の立場に立った公正・公平な市政運営に資する。	市民(各種団体等)	・タウンミーティングの企画、各調整、進行等全般 ・会議録の作成、公開 ・意見要望項目についての検討進捗状況の把握	23,020	A	継続
		4	①	市政懇談会に関すること	市長と市民が直接対話を行い、市民の要望・意見を聴くとともに、市政に関する情報を提供しながら、市政に対する市民の理解と協力を求める。 主に各種団体を対象に実施する。	市民(各種団体等)	・市政懇談会の調整、進行等全般 ・懇談内容等についての、所管課への検討依頼及び調整 ・会議録の作成	7,639	A	継続
		5	⑥	職員意見箱提案事務	市職員の市政に関する提案又は意見を積極的に取り入れる。	市職員	投函等により職員より寄せられた市政への提案等に関する取扱い ・提案、意見内容等についての、所管課への検討依頼及び調整 ・検討結果等の職員への通知	7,631		継続
		6	①	施設めぐり事務	市民に市の施設や事業を見学してもらい、市政への理解や認識を深めてもらう。 原則として、団体申込により実施する。	市民(地域組織等)	・見学希望者との事前調整、借上げバス及び見学施設の手配、調整 ・転入者対象の施設めぐり(公募)に関する事務全般	15,262	A	継続
	オンブズマン事務	1	①	川崎市オンブズマン会議事務	市政に対する苦情を、より簡易な手続きによる迅速な解決の促進に資するため、市の機関以外の組織を設けることにより、市民の権利利益を擁護し、もって公正で信頼される市政の推進を図る。	市民	・オンブズマンへの申立案件処理依頼 ・毎月1回の定例会議を開催 ・事務局として申立ての受付、申立人と関係課等への連絡・調整	7,853	A	継続
	市民相談業務	1	①	市民相談関係事務	市民生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、市民の家庭及び社会生活上のあらゆる相談に応じ、適切な指導助言を行う。	市民	市民の家庭及び社会生活上のさまざまな相談に応じ、適切な助言を行う。	23,664	A	継続
		2	①	庁舎受付案内事務	庁舎を訪れた利用者に対し、手続き等の利用目的の円滑な達成への情報提供と案内を行う。	市民	庁内の案内及び各種の行政に関する情報を提供する。	7,070	C	継続
		3	①	当直業務関係事務	時間外・閉庁時の庁舎のセキュリティ及び管理の保持、各種申請書の受付等を行う。	市民・市職員	庁舎内の火器取組み・施錠の点検等、時間外の庁舎管理及び各種申請書の受付当を行う。	42,079	C	継続
	消費生活対策	1	①	消費生活相談	市民の消費者トラブルや消費生活に関する相談に応じ、助言・斡旋を行う。	市民	・消費生活に関する相談 ・個人情報に関する相談	21,763	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業（業務）名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		2	①	消費者啓発	消費者被害の未然防止と消費生活に関する知識を深めるために行う。 (自立した消費者の育成)	市民	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活講座 消費生活出前講座 消費生活啓発用リーフレットの配布 (小学生、PTA、高齢者) 	16,023	A	継続
		3	①	情報提供関係	消費生活に関する情報提供や消費者トラブルを未然に防止するために行う。	市民	<ul style="list-style-type: none"> 「広報川越」「川越市ホームページ」に消費生活の豆知識の掲載 国、県、その他団体等の啓発物の配布 	7,631	A	継続
		4	④	消費者の安全の確保の法に基づく立入検査	消費者基本法第11条（安全の確保）に基づく立入検査を行う。	事業者	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品安全法 家庭用品品質表示法 電気用品安全法 ガス事業法及び液化石油ガス法に基づく立ち入り検査 	7,631	A	継続